令和8年度就学援助制度（新入学学用品費前倒支給）のお知らせ

就学援助制度は、経済的困窮により就学が困難な児童・生徒に対して、大井町立小・中学校に納める費用等の一部を援助しようとする制度です。入学前に新入学学用品費購入のための援助を希望する場合は、期日までに必要書類を添付のうえ申請してください。

（1）対象

本町に居住し、次年度に本町立の小学校・中学校に入学を予定している児童・生徒のいる家庭で、同居者全ての令和7年の収入等から算出した額の合計額が「大井町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費認定要綱」の準要保護認定基準に適合する家庭

※認定目安については裏面をご参照ください。

（2）援助内容（2月末振込）

	新入学学用品費	学用品費等	修学旅行費	合計
小学新1年生	64,300 円	－	－	64,300 円
中学新1年生	81,000 円	－	－	81,000 円

※学用品費等・修学旅行費は、今回（入学準備金）の対象とはなりませんので、次年度募集にて申請してください。次年度募集は4月頃にお知らせいたします。今回認定された場合も申請いただけますが、新入学学用品費の支給は対象外となります。新入学学用品費の支給額は次年度変更となる可能性があります。

（3）申請

教育委員会又は町ホームページにある申請用紙に必要事項を記入のうえ、次の添付書類を添えて教育委員会教育総務課に提出してください。

＜添付書類＞

① 児童扶養手当、各種年金（老齢年金を除く）を受給されている方は受給年額が分かるもの

② 借地・賃貸物件等にお住まいの方は、契約者名と賃借料が分かる契約書や領収書

③ 令和8年1月2日以降に大井町に転入してきた方は、同居者等の前年（令和7年）の収入を証明する書類（源泉徴収票（写）、確定申告書（写）、課税証明書等のいずれか）

※同居者等とは、住民登録上の世帯分離の有無を問わず、実際に同居している方全てが対象となります。

※課税証明書等は令和8年1月1日に住所のあった市町村で取得できます。

＜提出期間＞

令和8年11月2日（月）～令和8年12月25日（金）

（4）決定

審査結果は1月に通知いたします。

提出書類に不備や虚偽の申告があった場合は認定を取り消す可能性があります。



【問い合わせ先】 大井町教育委員会教育総務課　TEL：0465－85－5015

＜認定目安＞

世帯人数	世帯構成	目安となる年間総収入額
2人	父または母1人・小学生1人	～230万円前後
2人	父または母1人・中学生1人	～250万円前後
3人	父または母1人・小学生2人	～300万円前後
3人	父または母1人・小学生1人・中学生1人	～320万円前後
3人	父または母1人・中学生2人	～340万円前後
4人	父母・小学生2人	～330万円前後
4人	父母・小学生1人・中学生1人	～340万円前後
4人	父母・中学生2人	～360万円前後

※表中の目安となる収入は、収入のある方全員の合計金額となります。また、世帯の年齢構成、家賃の有無等により異なりますので、あくまでも目安としてください。
※認定か否かについては、お問い合わせいただいてもお答えできません。

町ホームページ（就学援助制度・奨学金）

